

B & G財団西ノ島海洋センター指定管理者募集要項

西ノ島町ダイビング施設指定管理者募集要項

B & G財団西ノ島海洋センター及び西ノ島町ダイビング施設の指定管理者（管理運営を実施する団体）を併せて募集します。

1. 対象施設の概要

- (1) 名 称 B & G財団西ノ島海洋センター
所 在 地 西ノ島町大字美田 3078 番地 12
施設の概要 別紙「B & G財団西ノ島海洋センター及び西ノ島町ダイビング施設指定管理者仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおり。
- (2) 名 称 西ノ島町ダイビング施設
所 在 地 西ノ島町大字美田 3078 番地 12
施設の概要 別紙仕様書のとおり。

2. 応募資格

次の要件を満たすものであること。

- (1) 町内に事務所を置く又は置こうとしている法人又はその他の団体（以下「法人等の団体」という。）であること。
- (2) 法人等の団体又はその代表者が、西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例施行規則（平成17年規則第9号。以下「規則」という。）第2条第1項第1号から第7号に掲げる各号に該当しないこと。
- (3) 法人等の団体の人員の数、資産の額、その他経営の規模及び能力があること。
- (4) この要項において管理を指定する期間中、安全円滑にB & G財団西ノ島海洋センター及び西ノ島町ダイビング施設を管理運営できること。

3. 指定管理者が行う管理の基準及び業務の範囲

- (1) 管理の基準

ア 基本方針

指定管理者は、管理業務の遂行に当たり、公の施設としての性格を十分に認識し、利用者にとっての快適な環境づくり及び利用の促進を目指すとともに、施設等について、日常又は定期に必要な保守業務及び点検業務を行うことにより最良の状態を維持し、利用者の安全の確保に努めること。

また、利用の促進を図るため、積極的に広報活動を実施するとともに、関係団体と協議の上、施設の設置目的に適合した魅力のある自主事業の企画及び実施に努めること。

イ 基本的事項

- ◇関係法令及びB & G財団西ノ島海洋センターの管理及び運営に関する条例（昭和60年条例第17号）、西ノ島町ダイビング施設の設置及び管理に関する条例（平成12年条例第42号）の規定を遵守すること。
- ◇施設利用者の安全確保を適切に行うこと。
- ◇施設設備及び物品の維持管理を適切に行うこと。

◇施設の利用許可及び利用料金の收受を適切に行うこと。

◇業務に関連して取得した利用者等の個人に関する情報を適切に取り扱うこと。

(2) 業務の範囲

◇施設の利用に関する業務

◇利用料金の徴収業務

◇施設の維持管理に関する業務

※管理の基準・業務の範囲に関する細目的事項は協議の上、協定で定めます。

4. 指定の期間

令和8年4月1日から令和13年3月31日の5年間とします。

ただし、管理を継続することが適當でないと認めるときは指定を取り消すことがあります。

5. 利用料金

地方自治法第244条の2第8項に定める利用料金制度を採用します。

6. 前年度における利用者数、決算その他の運営状況

別紙「B & G財団西ノ島海洋センター指定管理者仕様書・西ノ島町ダイビング施設指定管理者仕様書」のとおり。

7. 申請書提出期間及び提出先、質疑等

(1) 提出期限 令和8年2月18日（水）の午後5時までに郵送又は持参とします。

※郵送の場合、書留郵便により提出してください。（期限までに必着。）

(2) 提出先 〒684-0303 島根県隠岐郡西ノ島町大字美田600番地4

西ノ島町長 坂栄 一秀

（所管：西ノ島町教育委員会 教育課）

8. 提出書類

申請にあたっては、申込書に以下の書類を添えて提出してください。なお、必要と認める場合は追加資料を求めることがあります。

(1) 指定申請書（規則様式第1号）

(2) 規則第3条第2項の各号に規定する申込資格を有することを証する書類（定款、納税証明書、規則様式第2号等）

(3) B & G財団西ノ島海洋センター及び西ノ島町ダイビング施設の管理に関する事業計画及び管理に係る収支計画書（様式は特に定めませんので申請者で作成してください。）

※指定管理業務にかかる仕様書を参照の上作成してください。

(4) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等の団体の経営状況を説明する書類

(5) 申請の日の属する事業年度の前事業年度における当該法人等の団体の業務内容を説明する書類

9. 質問事項の受付

(1) 受付期間 令和8年2月10日（火）～令和8年2月16日（月）まで

(2) 受付方法 上記7. の（2）宛にファックスで質疑書を提出してください。

ファックス番号は08514-6-0683

1 0 . 指定管理料

- (1) 指定管理料は4,490,000円以内（消費税及び地方消費税抜き）とします。
- (2) 指定管理料は会計年度（4月1日から翌年3月31日まで）ごとに協定書に定める方法により支払います。

1 1 . 選定方法

西ノ島町公の施設に係る指定管理者の指定手続等に関する条例(平成17年条例第30号)第4条に規定する選定方法に基づき、次に掲げる基準に照らして総合的に審査し、最も適当と認める団体を指定管理者の候補者として選定します。

- (1) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図れるもの。
- (2) 施設の効用を最大限に發揮するもの。
- (3) 施設の適切な維持及び管理並びに管理に係る経費の縮減が図れるもの。
- (4) 施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有しており、又は確保できる見込のあるもの。
- (5) その他町長等が別に定める事項

1 2 . 申請に要する経費

申請に要する経費等はすべて申請者の負担とします。

1 3 . 選定結果

選定結果については、各申請者に文書で通知します。なお、選定された指定管理者の候補者は令和8年3月の西ノ島町議会の議決を経て指定管理者に決定され、協定を締結する予定です。

1 4 . その他

- (1) 指定管理者の候補者が協定締結までに次の事項に該当するに至ったときは、選定を取り消し、協定を締結しないことがあります。
 - ◇資金事情の悪化等により、業務履行が確実でないと認められるとき。
 - ◇著しく社会的信用を損なう行為等により、指定管理者としてふさわしくないと認められるとき。
- (2) 提出書類は返却しません。なお、提出書類は府内の検討資料に限って使用します。
- (3) 審査委員会の選定結果に異議の申し立てはできません。
- (4) 提出された書類は情報公開の請求により、開示することがあります。